

2016（平成28）年3月30日

政府関係機関移転基本方針の公表をうけ、  
改めて消費者庁等の地方移転に反対します！

全国消費者行政ウォッチねっと

「まち・ひと・しごと創生本部」は、2016年（平成28年）3月22日、政府関係機関移転基本方針（以下「基本方針」。）を公表しました。中央省庁の移転候補7機関のうち、文化庁については全面的に移転、消費者庁と総務省統計局については試行や実証実験を経て本年8月末までに結論を得ることを目指すなどとするものです。

しかし、従前から指摘しているとおり、消費者庁、国民生活センター及び消費者委員会（以下「消費者庁等」という。）の徳島への地方移転は、消費者行政の著しい機能低下を招くものであり、到底認めることはできません。基本方針は、地方移転の大前提として、国の機関としての機能の維持・向上を要求しているはずで、各省庁の司令塔機能を有し、事業者対応等の集中する首都圏に主要な現場を持つ消費者庁等が移転対象としてふさわしくないことは明らかです。

もちろん、消費者問題の現場は首都圏に限ったものではないため、地方への目配り、体制強化も極めて重要な課題です。

そうであれば、消費者庁等を徳島に移転するのではなく、まずは四国を統括する支分部局を徳島に設置することで消費者行政全体の強化を目指すべきです。

高齢者被害の多発や虚偽表示への対応等さまざまな課題が山積している今、消費者行政を後退させるのではなく、大幅に強化することこそが、真の地方創生につながるものと考えます。

以上